

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

制定 平成25年4月 1日

改正 令和 8年 3月16日

一般社団法人 高知県木材協会

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下、「再エネ特措法」という。）に基づく平成29年3月14日経済産業省告示第35号（以下「告示」という。）第6条において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められているところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態が懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で大量の未利用なものが発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、再エネ特措法に基づくFIT・FIP 制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序を持って供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和4年度以降のFIT・FIP 認定案件（1,000kW 以上）については、ライフサイクルGHGの基準が適用されること、発電事業者によるGHGの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

（間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領」を別途定め、一般社団法人高知県木材協会（以下「木材協会」という。）の会員事業者の認定を行い、間伐材由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給の促進に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクルGHGの算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

(情報の公開)

木材協会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

木材協会は、発電利用に供される木質バイオマス利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(他の団体との連携)

木材協会は、木質バイオマスのバイオマス発電利用にあたっては、他の木材産業関係団体及びN G O等との連携を図るものとする。

(木質バイオマスの有効利用への支援)

木材協会は、間伐材等の未利用木質資源の発電利用を全面的に支援するとともに、製材端材やチップ等の新たな利用分野として、発電利用の促進に努めるものとする。

附則：本行動規範は、令和8年3月16日に公表する。

以上